

# 災害・オウム対策調査特別委員会 陳情説明資料

令和3年12月15日

件名	頁
1 受理番号22 海を守り漁業関連事業者、従事者の生業と水産物を守る 意見書を国に提出することを求める陳情 . . . . .	2

(環境部)

件名	受理番号 22 <b>海を守り漁業関連事業者、従事者の生業と水産物を守る意見書を国に提出することを求める陳情</b>
所管部課名	危機管理部危機管理課、環境部生活環境保全課
陳情の要旨	<p>「福島第一原子力発電所内の放射能汚染水を海洋放出する政府方針を撤回し、かつ地上タンクの増強設置等の実施で放出を回避する」ことを国に求める意見書を提出するよう陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海的环境と水産物を守る</li> <li>2 漁業関連事業者、従事者の生業と水産物を守る</li> </ol>
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>これまで、福島第一原子力発電所で発生した汚染水の海洋放出までの動向については、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>平成25年9月3日 原子力災害対策本部 東京電力㈱福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針</b> <p>(1) 汚染水問題の根本的な解決に向けて、3つの基本方針、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」、という方針の下、対策を講じていく。</p> <p>(2) 汚染水は当面タンクで貯蔵・管理することとしタンクの管理体制強化やパトロールの強化等の対策を講じる。</p> </li> <li>2 <b>令和2年4月6日～10月8日 「多核種除去設備等処理水の取り扱いに係る関係者のご意見を伺う場」を7回にわたって開催</b> <p>ここでは、関係省庁の副大臣が出席し、地元自治体等に加え、流通・小売りの関係者も含む幅広い関係者(29団体、43名)から意見を伺った。これらの中で、多くの団体から、処分に当たっては、丁寧な情報発信や、処分に伴い懸念される風評への対策が必要との意見が示されたほか、農林水産業の生産団体からは、風評被害が必至であるという観点から環境放出に対する反対の意見が示された。また、地元自治体等からは、国の責任において処分方針を決定するべき、などの意見も示された。</p> </li> </ol>

### 3 令和2年4月16日～7月31日

#### 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する書面での意見募集

幅広い国民の方々からの意見も3ヶ月以上にわたって公募し、4,000件を超える意見を頂いた。この中では、環境放出の安全性や、これに伴う風評影響への懸念が多く示されたほか、安全性について国内外の理解が深まった後で放出すべき、といった意見も示された。

### 4 令和3年4月13日 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

#### 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備処理水の処分にに関する基本方針

- (1) ALPS小委員会の報告書やこれまで頂いた意見を踏まえ、福島第一原発において安全かつ着実に廃炉・汚染水・処理水対策を進めていくため、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評被害を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS処理水の処分を行うこととする。
- (2) 処分方法としては、各国の放射線防護基準において広く参照されているICRPの勧告に沿って従来から定められている規制基準を厳格に遵守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実かつ安定的に実施可能な点を評価し、海洋放出を選択する。
- (3) 東京電力には、今後、2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目途に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを求める。

### 5 令和3年11月17日 東京電力 「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」

2021年6月時点で、1,047基のタンク設置、容量137万 $\text{m}^3$ のうち保管量は126.5万 $\text{m}^3$ 、2023年春頃には計画した容量に達する見込みである。

#### (1) 報告書の概要

- ・ 汚染水の発生、管理、処理、貯蔵について説明
- ・ 海洋放出以外の代替案の検討経緯、ALPS処理水の最適な放出方法、水質の評価について説明
- ・ ALPS処理水の放出をモデル化し、濃度算出
- ・ 放出された水が、人および海生動植物、海洋環境に与える影響についての評価

#### (2) 放出方法

放出についてはトリチウム濃度が告示濃度限度を十分下回るよう100倍以上に希釈して放出（トリチウム以外の各種告示濃度比も0.01未満となる）

異常値検出時は放出を停止し、状況を調査する。放出再開は安全確認

後実施とする。

(3) 放出設備

日常的に漁業が行われていないエリアで沖合約1 kmの海底からの放出を念頭に置く。(下図参照)



出典:地理院地図(電子国土Web)をもとに東京電力ホールディングス株式会社にて作成

**6 ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書(設計段階)に対する意見募集**

(1) 意見募集期間

2021年11月18日午前0時(日本時間)から2021年12月18日午前0時(日本時間)までの1か月間

(2) 意見募集内容

2の基本方針にて示された方針を踏まえ、「報告書」のさらなる充実のため、意見を募集し、今後、報告書の見直しの参考とする。

問題点等